

山口県報

平成26年
6月20日
(金曜日)

目次

- 告示
保安林予定森林(森林整備課).....一
道路の区域の変更(道路整備課).....二
大島都市計画下水道事業の認可(都市計画課).....二
東和都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....二
道路の位置の指定(建築指導課).....二
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....三
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課).....三
県管下津令地区経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定(農村整備課).....三
一般競争入札の実施(物品管理課).....四
- 選管告示
直接請求に必要な有権者の数.....六
- 公安委告示
警備員等の検定の実施.....六
- 漁調委告示
漁業法第六十七条第一項の規定による指示.....八

山口県告示第二百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。



平成二十六年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東生雲西分字田野峠一〇〇の一、一〇二の一、一〇二の二、字田野峠一七二の二三

美祿市西厚保町原字玄重一七七の一、一七七の二、字神原一九四の一、字櫻原一九四の二、一九四の三、字大坪二二七、二二二八

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次森林については、主伐は、択伐による。
美祿市西厚保町原字神原一九四の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字明木字見定九六二の一、九六二の四、九六二の九、字見定三ツケ河内一〇一〇の一(次の図に示す部分に限る。)、一〇一〇の五から一〇一〇の八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字明木字見定九六二の四・字見定三ツケ河内一〇一〇の一・一〇一〇の七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 大野南長迫線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
熊毛郡平生町大字大野北字門政八 七の一地先	最狭 一一 九・〇〇	最狭 一一 七・〇〇		一一・〇	

山口県告示第二百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、大島都市計画下水道事業を次のとおり認可した。

平成二十六年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
周防大島町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大島都市計画下水道事業周防大島町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成二十六年六月二十日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
大島郡周防大島町大字棕野、大字東三蒲、大字西三蒲、大字小松及び大字小松開作

山口県告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、東和都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
周防大島町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
東和都市計画下水道事業周防大島町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成二十二年八月二十日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
大島郡周防大島町大字平野

山口県告示第二百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市望町三丁目一四〇の五〇及び一四〇の五七	六・一	五八・九	平成二六、 六、 六



(一九四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年七月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口いのちの電話

代表者の氏名 岩田 啓靖

主たる事務所の所在地 宇部市松山町二丁目四番五〇号

三 定款に記載された目的

心理社会的な悩みを有する者に対して、自殺予防等に関する電話相談事業を行い、もって自殺の予防等に寄与すること。

(一九五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年七月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活

課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人周南さわやか会

代表者の氏名 河本 敏昭

主たる事務所の所在地 周南市糀町二丁目六七番地の一

(一九六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年七月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人周南のぞみ会

代表者の氏名 牧野 泰郎

主たる事務所の所在地 周南市岡田町二番三号

(一九七) 県営下津令地区経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営下津令地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しました。

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十六年九月三十日

(四) 納入場所

山口県警察本部警務部情報管理課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第六十号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成二十六年七月三十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十

六年八月一日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成二十六年八月一日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否 要
- (四) 契約保証金 免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十六年七月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

- (2) Name and quantity of the products to be purchased : Police information network personal computers 364 sets
- (3) Delivery period : September 30, 2014
- (4) Delivery place : Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice : Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender : 5:15 P.M., July 31, 2014
(In case of bringing a tender : 11:00 A.M., August 1, 2014)



山口県選挙管理委員会告示第七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十六年六月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二三、六八〇
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	

県議会の解散の請求
地方自治法第七十六条第一項
大島郡選挙区 二四七
熊毛郡選挙区 九九五

県議会の議員の解職の請求
地方自治法第八十条第一項
下関市選挙区 七五八
宇部市選挙区 六八五
山口市選挙区 五九八
防府市選挙区 五〇九
萩市選挙区 三〇九
岩国市選挙区 二〇九
光市選挙区 一〇九
長門市選挙区 〇九
柳井市選挙区 〇九
美祢市選挙区 〇九
周南市選挙区 〇九
山陽小野田市選挙区 〇九

知事の解職の請求
地方自治法第八十一条第一項
二四七、九九五

副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求
地方自治法第八十六条第一項
二四七、九九五



山口県公安委員会告示第二十七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十六年六月二十日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員種別 級 受検定員
貴重品運搬警備業務 一級 三十名
- 二 検定に係る試験の日時及び場所
(一) 学科試験
日時 平成二十六年九月二十四日（水曜日）の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十六年十月二十五日(土曜日)

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 貴重品運搬警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十六年七月二十八日(月曜日)から同年八月一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、貴重品運搬警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部長生活安全部生活環境課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

貴重品運搬警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成二十六年九月二十四日(水曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十六年十月十八日(土曜日)

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十六年七月二十八日(月曜日)から同年八月一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活環境課（電話〇八三一九三三〇一〇一〇）にすること。



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のと

おり指示する。

平成二十六年六月二十日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会長 塩谷正人

一 指示の内容

(一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐるの採捕を目的として行うまきえつり及び当該まきえつりに係る遊漁業内行為（以下「まぐるまきえつり等」という。）は、禁止する。

A 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点）

B 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度〇分五一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点）

C 北緯三四度五四分一秒東経一三一度〇分五一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点）

D 北緯三四度五四分一秒東経一三度一三分五一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三度一四分〇〇秒の点）

(二) (一)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえつり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた船舶（以下「承認船舶」という。）を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海 域	期 間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 a 北緯三五度〇二分一一秒東経一三度〇七分五一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三度〇八分〇〇秒の点）	平成二十六年七月一日から
b 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三度〇九分四一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三度〇九分五〇秒の点）	同年九月十五日
c 北緯三四度五九分一秒東経一三度〇七分五一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三度〇八分〇〇秒の点）	日まで
d 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三度〇六分〇一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三度〇六	

分一〇秒の点)

次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 e 北緯三五度〇〇分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点) f 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇八分四一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇八分五〇秒の点) g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点) h 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇五分〇一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇五分一〇秒の点)	平成二十六年九月十六日から平成二十七年一月三十一日まで
---	-----------------------------

(三) (二)の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。

- 1 漁業のために行う場合にあつては、まぐるまきえつり等に使用する船舶(以下「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者
- 2 遊漁案内行為のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者
- 3 遊漁のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者

(四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえつり等に関し、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐるまきえつり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。

(五) 委員会承認を受けた者は、まぐるまきえつり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。

(六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえつり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

(七) 委員会が漁業調整上必要があるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。

二 指示の有効期間
平成二十六年七月一日から平成二十七年六月三十日まで

平成二十六年六月二十日
発行

発行人

山口県知事